

補足資料3

転給について

転給について

現行制度

遺族年金受給者が失権し、さらに定款に規定する後順位の遺族がいるときは、その者に遺族年金が支給される。なお、遺族年金の額は、失権した先順位の遺族が受給していた遺族年金の年額と同額である。

(参考1)

◆都道府県議会議員共済会定款(市・町村も同規定)

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、会員又は会員であつた者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

(以下、略)

(共済給付金を受けるべき遺族の順位)

第二十六条 会員又は会員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が、その他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

◆都道府県議会議員共済会規則(市・町村も同規定)

(遺族年金の転給の請求)

第七条 遺族年金を受ける権利を有する者が、その権利を失つた場合において、後順位者が遺族年金の転給を請求するときは、遺族年金転給請求書(第十二号様式)に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

(以下、略)

(参考2) 転給による遺族年金受給者数(平成21年10月末現在)

- ・都道府県共済会 : 5名
- ・市共済会 : 7名
- ・町村共済会 : 70名

方向性

○ 遺族年金受給者が失権し、さらに定款に規定する後順位の遺族がいるときは、その者に遺族年金が支給される転給制度については、厚生年金では存在しない制度であり、国民の理解が得られないことから、すでに受給されている遺族からの転給も含め、廃止することとし、転給を行わない旨、定款に規定してはどうか。